

# 一般社団法人日本マネジメントスクール

## 理事及び監事の報酬等に関する規則

平成 27 年 6 月 25 日一部改訂

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 28 条に基づき、社員総会の決議により、理事及び監事に対する報酬等について定めるものであり、この規則を変更するときも同様とする。

(役員報酬の定義)

第 2 条 この規則における役員報酬とは、理事及び監事に対して支払うすべての報酬、手当等をいう。

(支 給)

第 3 条 常勤の専務理事の報酬は、付表 1 の 3 号から 8 号の範囲内で年度ごとに理事会が決定し、月割額を毎月支給する。

2 常勤の常務理事の報酬は、付表 1 の 1 号から 6 号の範囲内で年度ごとに理事会が決定し、月割額を毎月支給する。

3 職員を兼務する理事の報酬は、専務理事及び常務理事である場合を除き、職員分は職員の給与規程に基づき支給し、役員分としては第 4 条により役職手当を支給する。

4 非常勤理事及び監事は原則として無報酬とするが、第 7 条により日当を支払うことができる。

(役職手当)

第 4 条 役職手当は、付表 2 の範囲内で年度ごとに支給号俸を理事会が決定し、毎月支給する。

付表 2 〔役職手当〕

支給号俸	(月額/円)
1号	50,000
2号	60,000
3号	65,000
4号	70,000
5号	75,000
6号	80,000

7号	85,000
8号	90,000
9号	100,000

2 役職手当は、その職位に任ぜられた月から免ぜられた月まで毎月支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤理事の通勤手当として、1カ月100,000円(消費税含む)を限度とする通勤実費を支給する。

(支払いと控除)

第6条 第3条から第5条に規定する報酬等は、職員給与の支払い日に支払う。

2 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支払う。

(日当)

第7条 非常勤理事及び監事が理事会もしくは社員総会に出席する場合、日当として金20,000円を支給する。

2 当該非常勤理事及び監事が100km以上離れた居住地もしくは任地から出席する場合、交通費(実費)を支給することができる。  
その場合の交通費は、職員旅費規程に準じて支給する。

(退職金)

第8条 常勤の理事が就任の日より満3年以上勤続して退職したときは、ここに定める規則により退職金を支給する。但し、職員を兼務する理事が役員就任時において、職員としての退職金の支給を受けなかった場合は、入職時より理事退任時までの期間を通算し、第2項の算式により算定された額を支給する。

2 前項の退職金は、次の算式により算定する。

勤続期間に対応する本給累計額×8%＝基礎退職金(A)

基礎退職金×1/2×勤続期間×3%＝加給退職金(B)

○(A)＋(B)＝支給退職金

3 在職中に特に功績顕著と認められる役員には、理事会の決議を経て、第2項で算出した支給退職金の30%以内の特別功労金を支給することが出来る。

4 この規則による退職金は、退職日より2カ月以内に支払うものとする。

(細則の制定)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な細則は理事会の決議により定める。

(附 則)

第1条 この規則は平成24年6月21日より施行する。

第2条 この規則の実施と同時に、従来の規則のこの規則の定めに抵触する部分はすべてその効力を失うものとする。

付表1 [役員報酬]

支給号俸	(年額/円)
1号	6,000,000 ~ 7,000,000 未満
2号	7,000,000 ~ 8,000,000 未満
3号	8,000,000 ~ 9,000,000 未満
4号	9,000,000 ~ 10,000,000 未満
5号	10,000,000 ~ 11,000,000 未満
6号	11,000,000 ~ 12,000,000 未満
7号	12,000,000 ~ 13,000,000 未満
8号	13,000,000 ~ 14,000,000 未満